

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更
都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

| 種 類 | 面 積 | 備 考 |
|-----------|----------------------------|-----|
| 防 火 地 域 | 約 1,031.5ha (1,014.9ha) | |
| 準 防 火 地 域 | 約 2,629.2ha (2,645.8ha) | |
| 合 計 | 約 3,660.7ha (3,660.7ha) | |

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

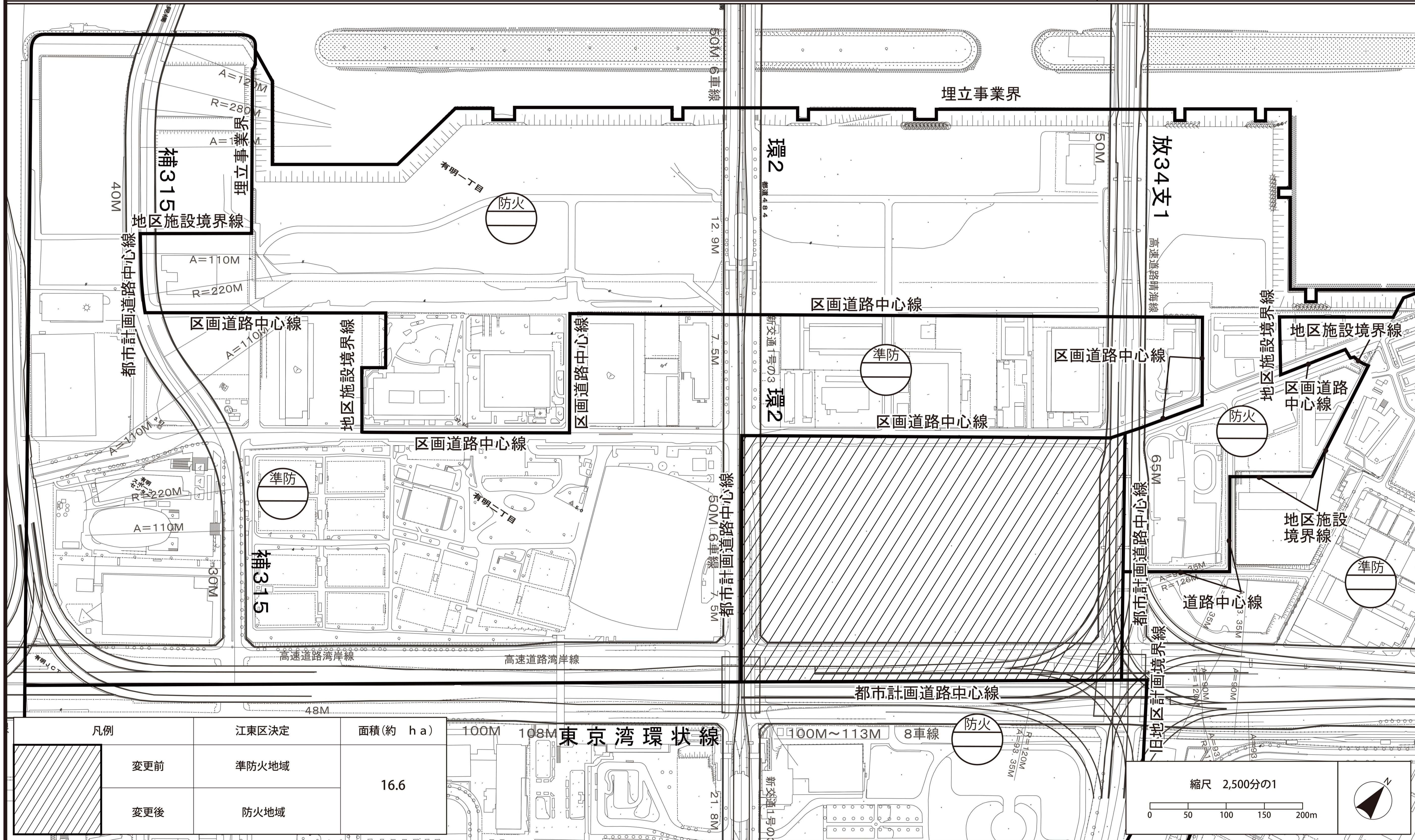
臨海副都心有明北地区地区計画の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変 更 概 要

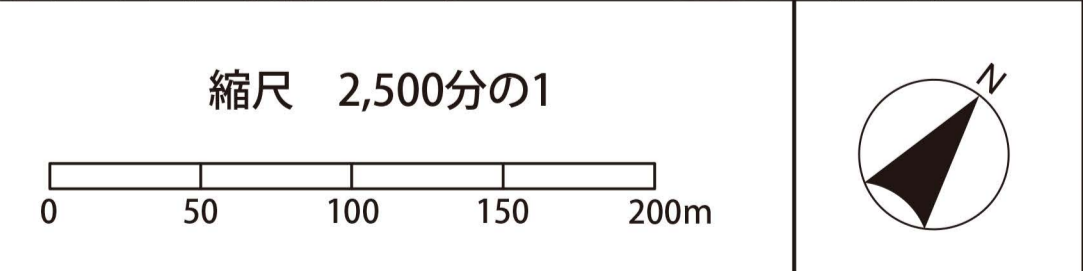
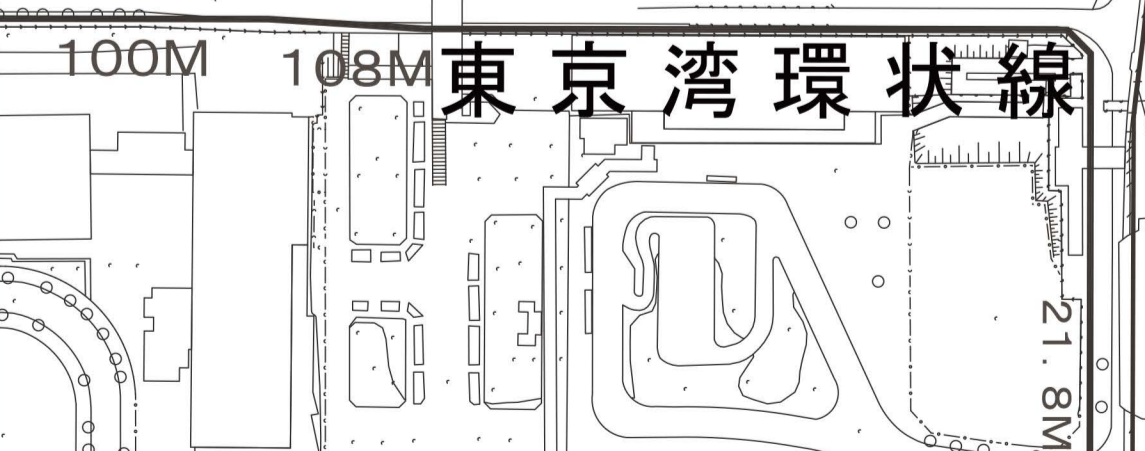
| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 | 面 積 | 備考 |
|----------------------|-------|------|--------------|----|
| 有明二丁目 及び三丁目 地内 | 準防火地域 | 防火地域 | 約 ha 16.6 | |

東京都市計画 防火地域及び準防火地域 計画図

[臨海副都心有明北地区地区計画関連]



| 凡例 | 江東区決定 | 面積(約 ha) |
|----|-------|----------|
| | 変更前 | 10.8 |
| | 変更後 | 16.6 |



この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。(MMT利許第27068号-14)また、都市計画道路計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。「(承認番号)27都市基街都第101号、平成27年7月9日」。無断複製を禁ずる。

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域
(臨海副都心有明北地区地区計画関連)

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

また、本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（晴海、豊洲、有明北、有明南、台場、青海、東雲）」に位置し、地域整備方針では、低未利用地の大規模な土地利用転換等により、職・住・学・遊の多様な魅力を備え国際的に情報発信を行う先導的な拠点を形成し、その際、水辺の環境をいかしてアミューズメント・文化・商業などの機能を導入し、都市観光にも資するバランスのとれた魅力的な複合市街地を形成することとされている。

さらに、本地区は、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―平成26年7月）」において、多様な来街者が多く訪れる文化・レクリエーション機能や教育機能、商業機能を備えた魅力ある施設を誘導し、居住・商業・業務機能等が複合するにぎわいのある市街地として整備していくこととしている。

これらの計画等を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものであり、併せて、都市防災上の観点から検討した結果、当該街区約16.6ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域を変更するものである。